

# 官報号外

平成二十九年四月十四日

## ○ 第百九十三回 参議院会議録第十六号

平成二十九年四月十四日(金曜日)

午前十時一分開議

### ○ 議事日程 第十六号

平成二十九年四月十四日

午前十時開議

- 第一 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百九十二回国会内閣提出、衆議院送付)
- 第二 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百九十二回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議院送付)
- 第三 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一項を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 第五 國際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 農業機械化促進法を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 主要農作物種子法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

[審査報告書及び議案は本号末尾に掲載]

(いずれも衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長宇都隆史君。

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

〔宇都隆史君登壇、拍手〕

○宇都隆史君 ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

米国、豪州及び英國との物品役務相互提供協定は、いずれも自衛隊とこれら各国の軍隊との間に

おける、平和安全法制を含むそれぞの国の法令により認められる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定めるものであります。

委員会におきましては、三件を一括して議題と

し、岸田外務大臣及び稻田防衛大臣に対し質疑を行ふとともに、安倍内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。

質疑の主な内容は、各國と物品役務相互提供協定を締結することの意義、日米の協定と日豪及び

日英の協定とで構成が異なる理由、弾薬の

提供が要員の保護のためなど限定的に行われるこ

との確認、提供された物品が第三国に移転される

可能性の有無、弾薬の提供や戦闘作戦行動のため

に発進準備中の航空機への給油等が武力の行使と

一体化することへの懸念、米国及び豪州との間でこれまでに物品、役務の提供が行われた実績等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

次いで、順次採決の結果、三件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上 御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 三件に対し、討論の通告がござります。順次発言を許します。大野元裕君。

〔大野元裕君登壇、拍手〕

○大野元裕君 民進党・新緑風会の大野元裕でございます。

まずは、熊本地震一年を迎えるに当たり、被災者の皆様に対し、改めてお見舞いを申し上げますとともに、被災地に寄り添い、政治の責任を果たすことを改めて約束をさせていただきます。

我が国自衛隊と米国、豪州及び英國軍との間で

の後方支援、物品又は役務の提供に関する我が国

政府とこれら諸国政府との間で締結をされた協定に対し、民進党を代表し、反対の立場から討論を行ひます。

冒頭申し上げます。

A C S A 協定が新しいものとなろうが、国会承認が得られずに既存の協定に戻らうが、その運用のほとんどは、防衛大臣の下、自衛隊によつて行われることになると理解をしています。しかしながら、稻田防衛大臣は国会での答弁を二転三転、記憶違いに虚偽答弁と続いているため、南スーザ

ンからの施設部隊撤収、米国によるシリア空爆や北朝鮮の暴挙に引き続く朝鮮半島情勢の緊張等が見られ、外交、安全保障上国会が果たすべき役割がこれまでになく大きいにもかかわらず、大臣の答弁一つ一つが果たして正しいのか虚偽なのかと吟味しながらの国会審議となりました。

それのみならず、ACSAを運用する自衛隊に対するシビリアンコントロールを確固たるものとして発揮できることに加え、日報隠蔽疑惑では、過ちがあれば大臣の名前で処分を行う立場にあるにもかかわらず、自らは虚偽の答弁をしても責任すら取らないこと、自衛隊の大臣に対する信頼は地に落ちていると言わざるを得ません。

今回の日米、日豪、日英ACSAの審議はこのようなかで行われ、慎重にも慎重を重ねて審議せざるを得ない状況になりました。安全保障上極めて重要な時期にあるからこそ、喫緊の課題の審議を充実させ、万が一の事態に国会が大臣の発言を信頼して議論できるような環境を整備するためにも、政府対しては、稲田大臣を直ちに更迭するよう求めます。

さて、ACSA協定は、特定の国の軍と自衛隊との間で物品及び役務の提供の枠組みを事前に一括して定めるもので、それは主としてPKOや災害緊急派遣の際に活用されました。民主党政権時代にも日米ACSAは活用され、また日豪ACSAの締結に向けて具体的な準備を進め、その基本的な柱立てを議論してきました。この意味で、民進党は、アメリカ、オーストラリア等、一定の国との間でACSA協定の締結を推進していくこと自体には賛成です。

しかしながら、今回の日米ACSAには、我が党が反対してきた安保法制における存立危機事態

及び重要影響事態等が明記されています。

これまで民進党は、正式な党の合意の中で、集団的自衛権の行使が違憲であると断言したことは一度たりともありません。その上で、制約のない集団的自衛権の行使を憲法上認めるとはできな

いとの考えの下、憲法の便宜的、恣意的解釈には一貫して反対してまいりました。

一昨年の安保法制は、主として自衛隊を遠くに派遣し米軍の下請にするものであり、我が国の安全を直接支えるものではありません。我が国の直

接の安全保障に対し貢献しない安保法制において、遠くで他国軍の下請にするための事態を新たに日米ACSAに書き込んで改正を行うこの協定には賛成することはできません。

そもそも与党は、威勢のいいスローガンを振り回すことは大好きなようですが、日本国民の命や日本の安全に対し、正面から向き合うことに御関心があるようには見えません。

自公政権は、冷戦時代の基盤的防衛力構想から脱却する必要を認めながらも、そのための戦略を構築することができず、十年以上も我が国の安全保障戦略は冷戦時代のままに放置をされてきました。これに対し、民主党政権で初めて冷戦時代の大綱を整備したのです。

ところが、政権交代をすると、自公政権はあるうことが大綱を凍結し、一年以上も日本を戦略なき状態に漂流させました。その挙げ句に作られた現行の二五大綱では、動的防衛力構想のほんの一にすぎない統合機動防衛力なる言葉が冠されました。安保戦略を漂流させた挙げ句に政治的な言葉遊び、これが今の自公政権の安全保障戦略の本質であります。

集団的自衛権の行使についても、真に日本の存立を脅かすような具体的なケースを示すことがで

きたならばいざ知らず、政府が示した三つの事例が根拠なものであることはことごとく証明をさせていただきました。それ以降、新たな根拠や事例は示されず、政府の安保法制は立法事実なきものとして浮遊しています。

政府は、立法事実がなく、現実的な想定すら示せない存立危機事態を書き込んだACSA改定を行ふ無責任さを自覚すべきです。きちんとしたケースを示して法制化や協定を締結し、後顧の憂いなく自衛隊に活動させるのが政治家の使命です。政治家の責任は果たさずに、現場に責任を負わせる手法をまたしてもあなたたちは繰り返すのです。さらには、具体的な事例すら示せないのに、協定案に事態を書き込むとは、余りに相手国に対しても失礼だとはお思いになりませんか。

専ら遠くに自衛隊を派遣することが政治家に求められる責任ではありません。日本の領土、領海を守るために、尖閣等の島嶼部を守ることが喫緊の必要となっているのに、民主党は、公約で掲げたグレーゾーン対処のための領海警備法、どこに行つてしまつたんでしょうか。

日本の領土、領海を守ることに関心があるのであれば、我々が政府の安保法制よりも早く提出をした領域警備法を審議すべきです。あるいは、我々の領域警備法、得意のコピーで構いませんので、それを対案として提出されてはいかがでしょうか。喫緊の日本の領土、領海に対処する法を想定して二二二が表明されたわけではない、こういう答弁もありました。

法案に含まれるので論理的に可能であるという議論は、そこは理解できます。しかしながら、特定のケースを想定して二二二が表明されていないという状況は維持されており、協定案に書き込まれ二二二が出るという議論は到底受け入れられません。政府の立場が一変した真っ当な説明すらなされていないのです。

なお、民進党が提出をさせていただいている周辺事態法には、これまでの政府の立場との一貫性を踏まえ、武器弾薬の提供は書き込んでおりません。ACSA協定を審議すべきです。

日豪並びに日英ACSAの重要性は理解をするものの、政府が責任ある立場を果たすためには、弾薬提供の部分についてなぜこれまでの二二二に

関わる説明と違うかを国民に示す必要がありますが、政府はその責務を放棄をしていると言わざるを得ません。

民進党はこれからも、近くは現実的に、遠くは

抑制的に、国際協力は積極的にという一貫した立場を維持し、厳しさを増す国際環境の中でも政治の役割を果たしていくことを最後に申し上げ、反対討論とさせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(伊達忠一君) 浅田均君。

(浅田均君登壇、拍手)

○浅田均君 日本維新の会、浅田均です。

私は、日本維新の会を代表して、日米ACSA、日豪ACSA、日英ACSAの三協定について、賛成の立場から討論いたします。我が党は、自立する国家、自立する地域、自立する個人の実現を理念に掲げております。同時に、多様な価値観を認め合う国家、社会を実現させたいとも考えております。

ところで、国家の主要な役割は、国家と国民の安全を保障することです。国連憲章第五十一条が予定する国連を中心とした集団的安全保障体制が未整備であるという現実に対応するためには、法の支配、民主主義、自由主義等の価値観を日本と共有する国々と協力して安全保障体制を強化することが必要です。ただし、同時に、その安全保障体制の運用に関しては、常に巻き込まれるリスクと見捨てられるリスクのバランスの上に立ち、国民のために合理的に判断することが求められます。

我が国が置かれている現実は、ロシア、中国、韓国等の間に問題を抱え、その上に、北朝鮮との間には、拉致問題だけではなく、核・弾道ミサイ

ルの開発、さらには度重なる発射実験など、大きな脅威が存在することは間違ひありません。私は、この現実をしっかりと見詰める必要があります。

す。

今、アメリカの航空母艦が朝鮮半島近くに展開する動きを見せ、東アジアにおける軍事的緊張はこれまでになく高まっています。

我が国の安全保障上の最優先課題である北朝鮮の核・ミサイル開発に係る問題解決に向けては、まず日本にとって最も重要な日米韓の協力関係の更なる緊密化が不可欠です。さらに、東アジアの安全保障体制を強化するためには、朝鮮半島の非核化を戦略目標とする中国との話し合いが必要です。

北朝鮮に対し、国連安保理決議等の遵守、挑発行動の自制、非核化の実現を強く求めていくことが必要であり、政府に対して更なる取組の強化を求めます。

平成二十七年から整備された平和安全法制においては、地域を限定することなく、存立危機事態における集団的自衛権が認められることになります。私たち日本維新の会は、いわゆる安保国会で、会派を代表して、日米、日豪、日英三つの物品役務相互提供協定に反対の立場から討論を行います。

私は、存立危機事態に代わる米軍等防護事態、すなわち我が国周辺で我が国を防衛するために活動している同盟国軍に対する攻撃という事態に対しても自衛権行使できるという法案を提出いたしております。

このため、存立危機事態における各との防衛協力の部分については、我が党の主張を逸脱する事態が生じることは否定できません。しかし、安保環境が厳しさを増す中、我が国周辺で我が國が置かれている現実は、ロシア、中国、韓国等の間に問題を抱え、その上に、北朝鮮との間には、拉致問題だけではなく、核・弾道ミサイル開発の手を繋り、それを放棄させるという選択

国を防衛するために活動している同盟国軍に対し自衛権が行使される場合について、同盟国軍等と物品や役務の相互利用を可能にすべき場合があるのは想定できることであります。その限りでは、同盟国であるアメリカはもとより、防衛上の協力が求められるオーストラリア、イギリスとの物品や役務の融通を可能にする協定は、日本国民の生命、財産を守るために必要であると考えます。

卷き込まれるリスクと見捨てられるリスクのバランスを考えたとき、今回の日米ACSA、日豪ACSA、日英ACSAの三協定は合理的なもの

であると判断いたします。ゆえに、我が党は本議案に賛成いたします。

○議長(伊達忠一君) 井上哲士君。

(井上哲士君登壇、拍手)

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

私は、会派を代表して、日米、日豪、日英三つ

の軍事力行使につながりかねない極めて危険な動きを強め、安倍政権がこうした動きを手放しで歓迎する姿勢を取っていることは重大であり、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とした

日本国憲法に照らして許されません。

米軍がシリアで行ったような先制的軍事行動を行えば、韓国、日本を巻き込んだ深刻な武力紛争に発展し、おびただしい犠牲が出ることは避けられません。米国は、国際社会と協調して経済制裁の厳格な実施、強化を行いながら、北朝鮮との外交渉に踏み切り、その中で北朝鮮の核・ミサイル開発の手を繋り、それを放棄させるという選択こそ取るべきであります。

法に違反するものであり、真相解明とシリアの内戦問題の解決に逆行するものであります。

日本の空爆について、安倍総理が、米国の決意を

とは重大です。昨日の外交防衛委員会で、シリア政府が支持すると表明し、理解するとしたこ

とは重大です。昨日の外交防衛委員会で、シリア

大臣は、国際機関が調査中と答えました。米国の空

爆の国際法上の根拠について、総理は、米国の考

えを聴取していると答弁しました。何も根拠がな

いまま支持を表明したことになるではありません

か。

トランプ大統領の六日夜の声明では、化学兵器の使用と拡散を防ぐことは米国の安全保障上の重要な利益だと今回の攻撃を合理化しました。米国

の利益のために必要だとアメリカが判断すれば、国連憲章や国際法を無視しても許されるといふ

か。

トランプ大統領の六日夜の声明では、化学兵器の使用と拡散を防ぐことは米国の安全保障上の重要な利益だと今回の攻撃を合理化しました。米国

の利益のために必要だとアメリカが判断すれば、

国連憲章や国際法を無視しても許されるといふ

か。

トランプ大統領の六日夜の声明では、化学兵器の使用と拡散を防ぐことは米国の安全保障上の重要な利益だと今回の攻撃を合理化しました。米国

の利益のために必要だとアメリカが判断すれば、

安倍政権は、軍事力行使を選択肢とするることを歓迎する姿勢を改め、米国に対し、軍事的選択肢を取るなときつぱり求め、外交的解決の立場に立つよう強く働きかけるべきであります。

三つの協定は、世界規模で展開する米国の軍事作戦の遂行に不可欠な物資や役務を、米軍が必要とするとき、いつでも調達できる集団的軍事支援網を構築するためのものであります。さらに、多国間の軍事協力の推進強化を明記した日米新ガイドラインの下、米軍を頂点とする日米豪英四か国軍事体制を強めるものであります。

この間、アメリカの起こしたアフガニスタン報復戦争やイラク戦争は、多くの市民の命を奪うとともにテロの温床を広げる結果となりました。こうしたアメリカの無法な戦争に世界的な規模で兵たん支援を行うなど断じて許されません。

総理は、本会議で、国際法上違法な武力行使を行なう国に対して、ACSAの下での物品、役務の提供を含め、協力をすることはあり得ないと答弁しました。しかし、安保理決議もないまま、米軍のシリア攻撃を国際法上の根拠も確かめずに支持を表明した対米追随の姿を見れば、米国の違法な武力行使への協力は、あり得ないどころか、ますますその可能性が高まつたと言わざるを得ません。

さらに、本三協定は、安倍内閣が憲法も国民の声もじゅうりんして強行した安保法制、戦争法により、日本が提供する物品、役務の内容が拡大されたことを反映させたものであります。

日米間では、従来は武力攻撃事態等における活動のみに可能とされていた弾薬の提供が全ての事態で可能となります。さらに、協定の適用対象は、多數国間訓練、国際連携平和安全活動、存立

危機事態、重要影響事態、国際平和共同対処事態などに大きく広がります。憲法違反の安保法制と

一体のものであり、到底容認できません。

憲法九条は、自衛隊が海外で軍事活動を行うことは想定していません。ところが、政府は、これまで、武力行使と一体にならなければ活動が可能とし、兵たん支援も可能としてきました。さら

に、安保法制では、現に戦闘行為が行われている現場以外なら、それまで戦闘地域とされた地域でも米軍への兵たん活動を可能にしました。その

際、政府は、現実に活動を行う期間について戦闘行為が発生しないと見込まれる地域を実施区域に指定するので、武力行使と一体化は生じないとしました。

しかし、PKOで自衛隊の部隊を派遣した南スレーランの首都ジュバでは、昨年七月に政府軍と反政府勢力による大規模な戦闘が起き、自衛隊の宿営地にも銃弾が着弾しました。政府の説明どおりなら、停戦合意が機能し戦闘などないはずの場所であるにもかかわらず、実際には戦闘が起きていた事実は重大であり、武力行使との一体化は生じないとする政府の説明の論拠は崩れています。

以上、協定の承認に断固反対する意見を述べるとともに、憲法違反の安保法制と閣議決定の廃止を求めて、一層市民と野党の共闘を広げることを強調して、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔森まさこ君登壇、拍手〕

○森まさこ君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であつて、生物の多様性を損なうもの等が生じた場合における生物の多様性に係る損害の回復を図るために措置を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、補足議定書の採択から本法律案の提出まで時間をおとした理由、生物多様性に係る損害に対する回復措置命令の対象範囲、損害の回復を図るための措置として想定される内容等について質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

ことで議論が打ち切られたと当時の政府の検討過程について証言しました。極めて重要です。

ところが、安倍政権は、当時と同じ要素を挙げて慎重に検討したなどとしながら、憲法上できなりとしていたことをできると結論だけ変えたのです。驚くべきことです。

憲法は全く変わっていません。それにもかかわらず、百八十度異なる結論を出したことは全く説明が付きません。従来は、憲法上できないと説明してきた集団的自衛権の行使を、憲法解釈の変更によってできるとした問題と同様、安倍政権に憲法を尊重する意思がみじんもないことをあらわにするものと断ぜざるを得ません。

以上、協定の承認に断固反対する意見を述べるとともに、憲法違反の安保法制と閣議決定の廃止を求めて、一層市民と野党の共闘を広げることを強調して、討論を終わります。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これにて討論は終局いたしました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕  
(拍手)

よつて、三件は承認する」と決しました。

反対

賛成

七十二

二百三十九  
百五十八

官 報 (号 外)

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。	
以上、御報告申し上げます。(拍手)	〔藤川政人君登壇、拍手〕
○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。	○藤川政人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。
○議長(伊達忠一君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。	本法律案は、国際開発協会の第十八次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に授權する規定を追加しようとするものであります。
〔投票開始〕	委員会におきましては、国際開発協会における資金調達の在り方、国際機関の日本人職員を増員させる必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。
○議長(伊達忠一君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。	質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
〔投票終了〕	致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。	なお、本法律案に対し附帯決議が付されておりました。
投票総数 賛成 反対	以上、御報告申し上げます。(拍手)
二百三十一 一一百三十一 ○	〔渡辺猛之君登壇、拍手〕
よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。(拍手)	以上両案を一括して議題といたします。
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長渡辺猛之君。
○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。	〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕
〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕	以上両案を一括して議題となりました。
○議長(伊達忠一君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。	農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
〔投票開始〕	○渡辺猛之君 ただいま議題となりました兩法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
○議長(伊達忠一君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。	まず、農業機械化促進法を廃止する等の法律案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、平成三十年四月一日に農業機械化促進法を廃止するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法における機構の業務に係る規定の整備を行おうとするものであります。
〔投票終了〕	なお、衆議院において、機構の業務に係る規定の整備範囲について、農業等に関する技術上の検査を農機具についての検査に限定する修正が行われております。
○議長(伊達忠一君) 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。	次に、主要農作物種子法を廃止する法律案は、種子生産者の技術水準の向上等による種子の品質の安定など、農業をめぐる状況の変化に鑑み、平
投票総数 賛成 反対	〔藤川政人君登壇、拍手〕
一百三十一 一一百三十一 ○	○議長(伊達忠一君) 討論の通告がござります。順次発言を許します。徳永エリ君。
〔投票終了〕	○徳永エリ君 民進党・新緑風会の徳永エリです。
○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。	私は、会派を代表して、農業機械化促進法を廃止する等の法律案には賛成、食料自給率三九%の我が国の食料安全保障、国民や生産者が自らの食料や農業政策を決める権利である食料主権を守る

ためになくてはならない重要な法律である主要農作物種子法を廃止する法律案に断固反対の立場から討論させていただきます。

戦後の日本において、食料増産を図るため、主要農作物の優良な種子を生産、普及することが課題になつてきました。このため国は、昭和二十七年、サンフランシスコ講和条約の発効と同時に、つまり日本が主権を取り戻すとほぼ同時期に主要農作物種子法は制定されました。国民に食料を安定供給するために、我が国の主食・主要農作物である稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆の地域に合った品種を開発し、優良品種・奨励品種を指定するための試験などを都道府県に義務付けることによつて、公的機関がその優良な種子の生産、普及を支えました。

法律は三度改正され、昭和六十一年の改正では、都道府県以外のものが生産できるように圃場の指定や審査の規定を整備し、このときから民間企業の参入に道が開かれました。

この種子法に基づく奨励品種の指定に関して、平成十九年四月、規制改革会議は、主要農作物種子法の奨励品種制度が民間の新品種の種子開発の阻害要因になると民間への配慮を促しましたが、当時の農林水産省は、妨げにはなつていない、從来品種よりも優良な民間育種があれば採用したい意向を持っている都道府県は多数あると回答し、種子法に基づく制度の堅持を強く主張していました。

しかし、昨年の九月二十日、政府の未来投資会議、規制改革推進会議農業ワーキング・グループ合同会合において、農林水産省は、奨励品種に民間の種子が採用されていない、主要農作物種子法が民間の種子産業への参入をしだくしている部

分があるのでないかと、これまでの主張を変えました。しかし、種子法は奨励品種の決定について何ら規定はしておらず、種子法によって民間の品種が奨励品種から排除されたという具体的な事例も示されておりません。

そして、昨年十月六日の同会合において内閣府の規制改革推進室の参考官が配付した資料に、突然、「民間の品種開発意欲を阻害している主要農作物種子法は廃止する」と書かれていました。さらには、このときの議事録を読むと、種子法の廃止に関する議論が全くありません。また、委員会審議での政府答弁では、廃止の方針を決める過程で都道府県や採種農家などの関係者には意見を聞くことも廃止の意向を伝えることもしなかつたといふことで、いつ、どこで、どんな議論があつてこの資料が作成されたのか全く分かりません。唐突に廃止の方針を打ち出したことは、決定プロセスが余りにも不透明であり、こんな結論ありきのやり方は国民や国会を軽視したもので、到底納得はできません。

それだけではありません。規制改革推進会議の農業ワーキング・グループの提言がそのままの文言で自民党の農林水産業骨太方針になり、さらに政府の農業競争力強化プログラムになるという異常な事態であります。規制改革推進会議は総理大臣の私的な諮問機関であり、民間委員が闇達に意見を述べる場だったはずであり、政策決定機関ではないのです。

与党の皆さん、一部の人たちの主張に支配されるような政策決定の進め方をいつまで黙つて見ておられるつもりですか。おかしいと声を上げる人はいるのでしょうか。今、種子法を廃止しなければならない理由は何

なのでしょうか。

そもそも、民間参入を阻害している要因が奨励品種制度であるとのうのであれば、廃止するのではないかと心配しているんです。政府は種子法が廃止されても都道府県の取組は変わらないとしていますが、種子法の予算は平成十年の改正で一般財源化されていますので、根拠法である種子法が廃止されることによって、都道府県財政当局から取組を継続するための財源を長期的に確保することが困難になるのではないかと心配です。委員会審議における政府からの答弁では、これまでの都道府県の生産、普及体制や機能が維持できるという保証はどこにもありません。

また、これから審議される予定の重要議案である農業競争力強化支援法には、種子や種苗について、独立行政法人の試験研究機関や都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進することとしています。民間企業の参入が加速化され、野菜の種子のように主要農作物にも民間が開発した一代限りのF<sub>1</sub>種子が広く普及するようになれば、農家は自家採種できず、毎年種子を買い続けなければなりません。特定の企業への種子依存度が高まれば、地域農業が特定企業の方針に左右されるといった事態が生じかねません。

さらに、将来的に、国際的な巨大資本、モンサント、デュポンなど世界の種子産業を牛耳るバイオメジャーは、米の品種開発に強い関心を持つてゐるとも言われています。国内市場への参入や国内企業の買収などが生じた場合、種子価格の高騰や特許ロイヤリティ、遺伝子組換え作物等の種子の参入、優良な品種の海外流出など、外資の影響を及ぼす可能性は否定できません。

種子法を廃止する理由は、外資も含めた民間企業の参入促進を図り、企業利益を拡大させるためとしか思えず、都道府県や採種農家などの関係者、また国民にとっては不安なことだけではありません。種子は、国家戦略であり、公共のものであります。国の責任で守らなければなりません。そして、決してビジネスの対象にはしてならないのです。

安倍総理は、息をのむような美しい田園風景を守ると言ひながら、農業分野を成長戦略として、民間企業の利益拡大のために次々と参入障壁として國民から安全と安心を奪い取つています。

昨日の委員会で、参考人としてお招きした龍谷大学の西川芳昭教授は、国がやるべきことは、企業にイコールフツティング、同じ競争条件を与えて、命を守るということです。主要農作物種子法を廃止するということではなく、企業の暴走を制御することだとおっしゃっていました。農業や食を守るということではなく、命を守るということです。主要農作物種子法を廃止するということは、食料の安定供給の前提となる種子供給体制を壊すことにつながります。

衆議院では、このような重要な法案をたつた、たつた五時間の審議で可決させてしました。参議院では五時間の審議と二時間の参考人質疑を

行いましたが、まだまだ議論は尽くされておりません。主要農作物種子法が廃止されても、これまでの都道府県による種子の生産、普及体制が維持されるんだということがきちんと納得いく形で担保されない限り、そして、種子を制する者は世界を制すると言います、外資の参入や種子の海外流出に対する懸念が払拭されない限り、主要農作物種子法は廃止するべきではないということを強く申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

御清聴いただきましてありがとうございます。(拍手) ○議長(伊達忠一君) 紙智子君。

(紙智子君登壇、拍手)

○紙智子君 私は、日本共産党を代表して、主要農作物種子法を廃止する法律案に反対する討論を行います。

討論に先立ち、一年前の熊本地震により犠牲となつた方々に改めて哀悼の意を表し、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

一年たつてなお、避難者は四万七千人に上ります。被災者の住宅やなりわいの再建にはいま多くの課題が横たわっています。被災者の生活の立て直しのため、政府が手だてを取り切るよう求めるとともに、日本共産党として力を尽くしていく決意を改めて表明いたします。

さて、種子法は、一九五二年に制定されて以来、食料増産を図るため、稻、麦、大豆の種子を対象に都道府県による奨励品種の指定、原種、原原種の指定、種子の審査制度等の規定などで品種開発と安定供給に役立ってきました。しかし、政府は、民間事業者が参入しにくいとの理由で本法を廃止すると言います。

こうした中、種子法の廃止に反対する世論が日に広がっています。参考人からも、慎重審議や十分な資料の説明と国民的な議論が求められます。

種子は、農業生産の最も基礎的な農業生産資材であり、農と食を左右するものだからこそ、国の姿勢を示すためにこの種子法が制定されました。ところが、質疑を通じて明らかになつたことは、従来の政府の説明を合理的な理由もなく覆していることです。

農林水産省は、僅か十年前、種子法は民間による新品種の種子開発、民間参入の阻害要因とはなつてないと答えていたのに、今は民間企業が参入する阻害要因になつていると言います。また、奨励品種制度は農作物種子法の要だと言つて

きたのに、奨励品種は県が開発した品種を優先して奨励品種に指定する県自らへの御褒美だ、こんなことを言いました。挙げ句の果てに、立法事実に關わる種子法の対象である麦、大豆の資料をなぜ出さないのかと質問をしたら、公表している資料だから自分で探しと言わんばかり。全く許せない答弁です。

しかも、農林水産省は、規制改革推進会議に種子法の廃止を自ら提案し、廃止要求が出されていたわけでもなく議論もされていないのに、廃止することを結論としました。まさに、廃止先にありきの姿勢です。種子法の廃止は、農林水産省の自作自演と言わざりません。まともな説明責任も果たさず、国會議論を軽視する農林水

こうした中、種子法の廃止に反対する世論が日々広がっています。参考人からも、慎重審議や十分な資料の説明と国民的な議論が求められます。

種子は、農業機械化促進法を廃止する等の法律案がなくなければ、育種予算を確保する根拠がなくなります。政府は、財源を確保するために努力すると言いましたが、現状が維持できるとは答えませんでした。財政的な担保がなくなれば、安定した種子の生産や供給体制は保証されず、地域の気候や農業形態に根差した品種開発が後退することは明らかなことです。

参考人からは、圧倒的な資金や技術を持つ多国籍企業の行動を抑えるため、国が一定の関与をしなければ本当の意味での自由な取引はできないとし、企業の暴走を制御するのが国の役割だと言われました。種子法を廃止すれば、外資系多国籍企業がもうけの場として進出する可能性もあります。

〔投票開始〕  
○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。  
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。  
〔投票終了〕  
○議長(伊達忠一君) 次に、主要農作物種子法を廃止する法律案の採決をいたします。  
〔投票総数〕  
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。——これにて投票を終了いたします。  
〔投票開始〕  
○議長(伊達忠一君) 次に、主要農作物種子法を廃止する法律案の採決をいたします。  
〔投票終了〕  
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

第一の反対理由は、都道府県と関係者が積み上げてきた高い安全性と公共性を持つ種子の生産、普及体制が崩壊する危険があるからです。種子法がなくなります。政府は、財源を確保するために努力すると言いましたが、現状が維持できるとは答えませんでした。財政的な担保がなくなれば、安定した種子の生産や供給体制は保証されず、地域の気候や農業形態に根差した品種開発が後退することは明らかなことです。

参考人からは、圧倒的な資金や技術を持つ多国籍企業の行動を抑えるため、国が一定の関与をしなければ本当の意味での自由な取引はできないとし、企業の暴走を制御するのが国の役割だと言われました。種子法を廃止すれば、外資系多国籍企業がもうけの場として進出する可能性もあります。

〔投票開始〕  
○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。  
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

賛成  
反対  
百五十八  
七十三

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 日程第八 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長横山信一君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

○横山信一君登壇、拍手

○横山信一君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時の任用の適正を確保しようとするものであります。

委員会におきましては、臨時・非常勤職員の勤務の実態、会計年度任用職員の任用の在り方、制度移行に当たっての適正な勤務条件の確保、処遇改善に向けた地方財政措置の必要性、休暇制度及び育児休業等の条例の整備等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) これにて投票を終了いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたしました。

○議長(伊達忠一君) 投票総数

二百三十一  
二百十七  
十四

反対

賛成

よつて、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十八分散会

出席者は左のとおり。  
議員 副議長 郡司 伊達 忠一君  
副議長 郡司 彰君

朝日健太郎君  
足立 敏之君  
渡辺美知太郎君  
太田 房江君  
石田 昌宏君  
北村 経夫君  
上月 良祐君  
高野光二郎君  
赤池 誠章君  
中西 祐介君  
水落 敏栄君  
片山さつき君  
二之湯 智君  
山本 順三君  
衛藤 基之君  
藤井 一君  
山口 達男君  
岡田 直樹君  
鶴保 康介君  
山谷えり子君  
平野 達男君  
吉田 博美君  
元榮太一郎君  
山口 和之君  
松川 るい君  
元 謙一君  
宮島 嘉文君  
伊波 洋一君  
関口 昌一君  
三木 亨君  
中西 哲君  
山田 宏君  
井上 義行君  
渡邊 美樹君  
吉川ゆうみ君  
滝波 宏文君  
堂故 茂君  
羽生田 俊君  
大家 敏志君  
宇都 隆史君

徳茂 雅之君	佐藤 啓君	小野田紀美君	西田 実仁君	横山 信一君	新妻 秀規君	竹谷 とし子君	儀間 光男君	大沼みづは君	宮崎 勝君	河野 義博君	藤巻 健史君	高瀬 弘美君	石井 苗子君	里見 隆治君	杉 久武君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君
自見はなこ君	進藤金日子君	小野田紀美君	西田 実仁君	渡辺 喜美君	山本 香苗君	石井 章君	長沢 広明君	秋野 公造君	浅田 均君	佐々木さやか君	清水 貴之君	熊野 正士君	伊藤 孝江君	塚田 一郎君	島村 大君	古賀友一郎君	古賀友一郎君	古賀友一郎君
大家 敏志君	佐藤 啓君	豊田 俊郎君	丸川 珠代君	横山 信一君	片山虎之助君	石川 博崇君	長沢 広明君	若松 謙維君	石井 正弘君	吉田 博美君	元榮太一郎君	吉田 博美君	吉田 博美君	吉田 博美君	江島 潔君	太田 房江君	太田 房江君	太田 房江君
宇都 隆史君	進藤金日子君	大野 泰正君	島田 三郎君	渡辺 喜美君	山本 香苗君	山本 博司君	横山 信一君	渡辺 喜美君	浜田 昌良君	吉田 博美君	元榮太一郎君	吉田 博美君	吉田 博美君	吉田 博美君	塚田 一郎君	塚田 一郎君	塚田 一郎君	塚田 一郎君
大家 敏志君	佐藤 啓君	滝沢 求君	丸川 珠代君	山本 香苗君	谷合 正明君	山口 那津男君	山口 那津男君	室井 邦彦君	野上浩太郎君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	島村 大君	島村 大君	島村 大君	島村 大君
宇都 隆史君	進藤金日子君	自見はなこ君	佐藤 啓君	豊田 俊郎君	山本 香苗君	西田 実仁君	西田 実仁君	渡辺 喜美君	浜田 昌良君	滝波 宏文君	滝波 宏文君	滝波 宏文君	滝波 宏文君	滝波 宏文君	塚田 一郎君	塚田 一郎君	塚田 一郎君	塚田 一郎君
大家 敏志君	進藤金日子君	自見はなこ君	佐藤 啓君	大野 泰正君	山本 香苗君	西田 実仁君	西田 実仁君	魚住裕一郎君	吉川ゆうみ君	堂故 茂君	堂故 茂君	堂故 茂君	堂故 茂君	堂故 茂君	塚田 一郎君	塚田 一郎君	塚田 一郎君	塚田 一郎君
宇都 隆史君	進藤金日子君	自見はなこ君	佐藤 啓君	滝沢 求君	山本 香苗君	西田 実仁君	西田 実仁君	丸川 珠代君	吉川ゆうみ君	羽生田 俊君	羽生田 俊君	羽生田 俊君	羽生田 俊君	羽生田 俊君	塚田 一郎君	塚田 一郎君	塚田 一郎君	塚田 一郎君

官報(号外)

平成二十九年四月十四日

参議院会議録第十六号

議長の報告事項

上野 通子君	岩井 茂樹君
石井 浩郎君	青木 一彦君
松山 政司君	石井 準一君
西田 昌司君	野村 哲郎君
猪口 邦子君	中川 新平君
福岡 資麿君	石井みどり君
橋本 聖子君	小西 洋之君
岡田 広君	古賀 之士君
武見 敬三君	石上 俊雄君
林 芳正君	宮沢 由佳君
木村 義雄君	宮澤 拓君
青木 愛君	武田 誠君
松沢 成文君	芝 博一君
森 ゆうこ君	伊藤 孝恵君
山下 雄平君	矢田わか子君
杉尾 秀哉君	平山佐知子君
礒崎 哲史君	山添 拓君
舞立 升治君	浜口 誠君
宮本 周司君	武田 良介君
川合 孝典君	山本 勇一君
斎藤 嘉隆君	真山 真山
山田 俊男君	舟山 康江君
川田 龍平君	徳永 工リ君
風間 直樹君	江崎 孝君
佐藤 信秋君	田名部匡代君
古川 俊治君	倉林 明子君
足立 信也君	大島九州男君
藤田 幸久君	白 真勲君
山崎 正昭君	紙 智子君
尾辻 秀久君	神本美恵子君
山東 昭子君	大門実紀史君

蓮 舩君	國務大臣
	財務大臣
	外務大臣
	農林水産大臣
	環境大臣

國務大臣	小野田紀美君
	三浦 信祐君
	佐藤 珠代君
	丸川 準一君
	佐藤 啓君
財務大臣	小野田紀美君
	三浦 信祐君
	丸川 準一君
	佐藤 啓君
外務大臣	大野 泰正君
	三浦 信祐君
	丸川 準一君
	佐藤 啓君
農林水産大臣	大野 泰正君
	三浦 信祐君
	丸川 準一君
	佐藤 啓君
環境大臣	大野 泰正君
	三浦 信祐君
	丸川 準一君
	佐藤 啓君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	浜口 誠君
	斎藤 嘉隆君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	浜口 誠君
	斎藤 嘉隆君
外務大臣	大野 泰正君
	和田 政宗君
農林水産大臣	大野 泰正君
	田村 智子君
環境大臣	大野 泰正君
	仁比 聰平君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	浜口 誠君
	斎藤 嘉隆君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	浜口 誠君
	斎藤 嘬隆君
外務大臣	大野 泰正君
	和田 政宗君
農林水産大臣	大野 泰正君
	田村 智子君
環境大臣	大野 泰正君
	仁比 聰平君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君
	渡辺美知太郎君
	今井絵理子君
	高瀬 弘美君
財務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
	高瀬 弘美君
外務大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
農林水産大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君
環境大臣	大野 泰正君
	足立 敏之君

國務大臣	大野 泰正君

<tbl\_r cells="2" ix="1" maxcspan="1" maxrspan="1" usedcols



官 報 (号 外)

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国は、自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間に後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国は、自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国は、自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に基づき、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

		第二条	
a 「後方支援、物品又は役務」とは、後方支援において提供される物品又は役務をいう。この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。	b 「存立危機事態」とは、日本国と密接な関係にある国に対する武力攻撃が発生し、これにより日本国が存立が脅かされ、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態をいう。	c 「武力攻撃予測事態」とは、日本国に対する武力攻撃が発生した事態又は日本国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。	d 「武力攻撃事態」とは、日本国に対する武力攻撃が発生しないが、事態が緊迫し、日本国に対する武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
i 後方支援、物品又は役務には、汎用車両その他の非致死性の軍事上の装備品の一時的な使用であつて、それぞれ各自の国内法で定められる。	ii 後方支援、物品又は役務の提供には、日本国による武器の提供又はアメリカ合衆国軍隊による武器システムの提供を含まない。	iii 後方支援、物品又は役務の例については、付表1において定められた。	iv 後方支援、物品又は役務の例については、付表1において定められた。
v この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要請、提供、受領及び決済について言及されている二国間協力の実効性に寄与することを認識し、このような枠組みを設けることが、相互の後方支援について、日米防衛協力のための指針において言及されている二国間協力の実効性に寄与することを認識し、このような枠組みを設けることが、日本国の自	vi この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要請、提供、受領及び決済について言及されている二国間協力の実効性に寄与することを認識し、このような枠組みを設けることが、日本国の自	vii この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要請、提供、受領及び決済について言及されている二国間協力の実効性に寄与することを認識し、このような枠組みを設けることが、日本国の自	viii この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要請、提供、受領及び決済について言及されている二国間協力の実効性に寄与することを認識し、このような枠組みを設けることが、日本国の自

## 第四条

1 いすれか一方の当事国政府が、重要影響事態に際して日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が行う活動であつて、条約の目的の達成に寄与するもの又はその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与するもののための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

2 日本国の自衛隊が1の規定に基づいてアメリカ合衆国軍隊により後方支援、物品又は役務の提供を要請される場合には、日本国の自衛隊によるアメリカ合衆国軍隊に対する後方支援、物品又は役務の提供は、重要影響事態に対処するための日本国措置について定めた日本国の関連の法律に従つて行われるものと了解される。

## 第五条

1 いすれか一方の当事国政府が、日本国の自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊が行う次の活動のための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供するための日本国措置について定めた日本国の関連の法律に従つて行われるものと了解される。

a 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して、日本国に対する武力攻撃を排除するため

b 存立危機事態に際して、日本国と密接な関係にある国に対する武力攻撃であつて、これにより日本国の存立が脅かされ、日本国民の

生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるものを排除するため

生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるものに従つて行われるものと了解される。

## 第七条

1 この協定に基づく後方支援の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a 物品を受領した当事国政府(以下「受領当事国政府」という。)は、当該物品を提供し

た当事国政府(以下「提供当事国政府」という。)にとって満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

## ii 提供された物品が消耗品である場合又は

前条1 a iii及びbの規定に従つて償還される後

方支援、物品又は役務の価格は、第十条に規定する手続取極に定める関連規定に基づいて決定され

## 第九条

この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務については、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても日本国自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊以外の者又は団体に移転してはならない。

## 第十条

この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務については、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても日本国自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊以外の者又は団体に移転してはならない。

## 第十二条

1 この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務については、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても日本国自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊以外の者又は団体に移転してはならない。

2 両当事国政府は、それぞれの国の法律が許容

する範囲内で又は適用される国際協定に基づき、この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務に對していかなる税も課されないことを確保する。いすれの当事国政府も、この協定に基づいて提供される役務に對して内国消費税を課さないものとする。

## 第八条

前条1 a iii及びbの規定に従つて償還される後

方支援、物品又は役務の価格は、第十条に規定する手續取極に定める関連規定に基づいて決定され

る。

この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務については、提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても日本国自衛隊又はアメリカ合衆国軍隊以外の者又は団体に移転してはならない。

## 第十三条

1 この協定は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍

官報 (号外)

1 この協定及び手続取極の解釈又は適用に關する この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によ りそれぞれの国内法上の手續に従つて承認され なければならぬ。この協定は、その承認を通 知する外交上の公文が交換された日に効力を生 ずる。この協定は、十年間効力を有するものと し、その後は、いずれか一方の当事国政府がそ れぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇 月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終 了させる意思を書面により通告しない限り、順 次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長さ れるものとする。	2 両当事国政府は、この協定の実施に關し相互 に緊密に協議する。	3 この協定及び手続取極の解釈又は適用に關す るいかなる事項も、両当事国政府の間の協議に よつてのみ解決されるものとする。
4 千九百九十六年四月十五日に東京で署名され た日本国自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間 における後方支援、物品又は役務の相互の提供 に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との 間の協定(千九百九十八年四月二十八日及び二 千四年二月二十七日にそれぞれ東京で署名され た日本国自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間 における後方支援、物品又は役務の相互の提供 に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との 間の協定を改正する協定による改正を含む)（以 下「千九百九十六年協定」という。）は、この 協定の効力発生の日に効力を失う。千九百九 六年協定の条件に従つた財政上の義務及び合意 された移転は、別段の合意がない限り、履行さ れるまで拘束力を有する。	5 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正 当に委任を受けてこの協定に署名した。	6 二千十六年九月二十六日に東京で、ひとしく正 文である日本語及び英語により本書二通を作成し た。

付表1	
区分	各区分の例
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類及びこれらに類するもの
輸送(空輸を含む)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの
基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)	廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの
保管業務	倉庫又は冷蔵貯藏室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務(校正業務を含む)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離着陸及び船舶の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

付表2
日本国政府のために 岸田文雄
アメリカ合衆国政府のために キャロライン・ケネディ
日本国政府のため 日本国法規の規定
自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百条の六(同条第一項第一号に掲げるアメリカ合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供に係る部分を除く)

審查報告書

日本本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認すべきものと議決した。右は多數をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

立成二十九年四月一三日

參議院議長 伊達忠一殿 衆議院議長 大島理森

要領書

ア 国防軍との間における、それぞれの国の法令により認められる物品又は役務の提供に係る決済手続等を定めるものであり、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律等に基づく物品及び役務の提供についても、現行の日本国との自衛隊とオーストラリア国防軍との間に於ける物販又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定に定める決済手続等の枠組みを適用することができるようにするものである。この協定の締結により、自衛隊とオーストラリア国防軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

の間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間に  
における物品又は役務の相互の提供に関する日本  
国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結  
について、日本国憲法第七十三条规定たる書  
の規定に基づき、国会の承認を求める。

日本国とオーストラリア国防軍との間における  
物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府  
とオーストラリア政府との間の協定

日本国政府及びオーストラリア政府(以下「物  
品又は役務」という。)の相互の提供に関する日本  
国とオーストラリア国防軍との間における  
物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府  
とオーストラリア政府との間の協定

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

a ア国防軍との間における次に掲げる活動のため  
に必要な物品又は役務の相互の提供に関する基  
本的な条件を定めることを目的とする。

b 日本国の自衛隊及びオーストラリア国防軍  
の双方の参加を得て行われる訓練

c 國際連合平和維持活動、國際連携平和安全委  
員会活動、人道的な國際救援活動又はいづれかの  
当事国政府の国若しくは第三國の領域における  
大規模災害への対処のための活動

d 外国での緊急事態における自国民又は、適  
当な場合には、その他の者の退去のための保  
護措置又は輸送

e 連絡調整その他の日常的な活動（いづれか  
一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による  
よる他方の当事国政府の國の領域内の施設へ  
の訪問を含む）。ただし、いづれかの当事国  
政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

f それぞれの国の法令により物品又は役務の  
提供が認められるその他の活動

基めの主事は、次に掲げる区分に係るものとする。

2 該物品又は役務を提供することができる。

3 この協定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

4 食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む)、空港・港湾業務及び弾薬

5 それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

6 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従つて行われる。

このような枠組みを設けることが、日本国の大衛隊とオーストラリア国防軍との間の緊密な協力を促進することを認識し、
この協定に基づいて行われる物品又は役務のための枠組みについて定める。
この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国の大衛隊及びオーストラリア国防軍が実施する。
この協定の下で、いづれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、日本国の大衛隊

## 第三条

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府（以下「受領当事国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した当事国政府（以下「提供当事国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれば永続的であれ、いかなる手段によつても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。

## 第四条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a 物品の提供については、

i 受領当事国政府は、提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府によって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還

することができない場合には、受領当事国政府は、提供当事国政府に対して提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

b 役務の提供については、

i 提供当事国政府の指定する通貨により提供された役務を償還するか又は同種であり、かつ、同等の価値を有する役務を提供することによって決済する。

ii 決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府の間で合意する。

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

第五条

a 物品の提供については、

i 受領当事国政府は、提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、iiの規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府によって満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iiiの規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還

い。

2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する（第一条1-eに規定する「その他の活動」についての相互の決定を含む。）。

3 この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するかかる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

4 両当事国政府の権限のある当局は、手続取決めに規定する手続に従い、この協定の実施に関して生ずる紛争を解決するものとする。

5 4の規定に従つて紛争を解決することができない場合には、当該紛争は、3の規定に従つて解決されるものとする。

## 第七条

1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力を発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年一月十四日にシドニーで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によつて改正することができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に

に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3から5までの規定は、引き続き効力を有する。

5 二千十年五月十九日に東京で署名され、二千十三年一月三十一日に効力を生じた日本国の大衛隊とオーストラリア国防軍との間ににおける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（以下「二千十三年協定」という。）は、この協定が効力を生ずる時に終了する。両当事国政府間の他の文書であつて、この協定が効力を生ずる日に有効であり、かつ、二千十三年協定の実施に関連するものにおいて「二千十三年協定」というときは、この承継する協定をいうものとする。この協定の効力発生の日の前に二千十三年協定により与えられた権限の下で実施に移された物品又は役務の提供に係る財政上の義務、処理又は合意された移転は、別段の合意がない限り、履行されるまで拘束力を有する。

日本国政府のために  
オーストラリア政府のために

草賀純男

オーストラリア政府のために  
ブルース・ミラー

付表

審查報告書

日本國の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求める件

一六  
関協定する日本國政府について承認するの件

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年三月二十三日  
衆議院議長 大島 理森  
參議院議長 伊達 忠一殿

外交防衛委員長 宇都 隆史  
參議院議長 伊達 忠一殿

参議院議事録 付送 記一覧

要領書

アイルランド連合王国の軍隊との間に、ある物品又は役務の相互の提供に関する日

### 委員会の決定の理由

国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結に

テン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における、我が国及び国際社会の平和及び安寧へ

いて承認を求めるの件  
本国の自衛隊とグレートブリテン及び北ア  
ラビア三国の艦隊二つの間にうち一つが占へ

の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律及び国際平和共同対処事態に際してせらるる國の宣戦等に対する易攻撃性等の危険性を考慮する

ハト連合王国の軍隊との間における物品又の相互の提供に関する日本国政府とグレーナン及び北アイルランド連合王国政府との

が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を含むそれぞれの国の法令による認められる物品又は役務の是共にその他の

定の締結について、日本国憲法第七十三条に  
ては書の規定に基づき、国会の承認を求

決済手続等を定めるものである。この協定の締結により、自衛隊と連合王国の軍隊がそれぞれ

卷之三

の役割を一層効率的に果たすことを促進し、国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び  
アイルランド連合王国の軍隊との間にお  
る物品又は役務の相互の提供に関する日

待されるので、おおむね妥当な措置と認める。

日本國の自衛隊とケレートブリテン及び  
アイルランド連合王国の軍隊との間にお  
る物品又は役務の相互の提供に関する日  
本国政府とグレートブリテン及び北アイル  
ンド連合王国政府との間の協定

費月

官 報 (号 外)

ランド連合王国政府(以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。)は、後方支援の分野における物品又は役務(以下「物品又は役務」という。)の相互の提供に関する日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊(以下「連合王国の軍隊」という。)との間における枠組みを設けることが、日本国の自衛隊と連合王国の軍隊との間の緊密な協力を促進することを認識し、

このような枠組みを設けることが、日本国の自衛隊及び連合王国の軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することを理解して、

次とのおり協定した。

### 第一条

1 この協定は、日本国の大衛隊と連合王国の軍隊との間における次に掲げる活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。

a 日本国の大衛隊及び連合王国の軍隊の双方の参加を得て行われる訓練

b 國際連合平和維持活動、國際連携平和安全活動、人道的な國際救援活動又はいづれかの当事国政府の国若しくは第三國の領域における大規模災害への対処のための活動

c 外国での緊急事態における自国民又は、適当な場合には、その他の者の退去のための保護措置又は輸送

d 連絡調整その他の日常的な活動(いづれか一方の当事国政府の部隊の艦船又は航空機による他方の当事国政府の国領域内の施設への訪問を含む。)。ただし、いづれかの当事国

e 政府の部隊が単独で行う訓練を除く。

1 提供が認められるその他の活動

2 この協定は、相互主義の原則に基づく物品又は役務の提供のための枠組みについて定める。

3 この協定に基づいて行われる物品又は役務の要請、提供、受領及び決済については、日本国と自衛隊及び連合王国の軍隊が実施する。

第二条

1 いずれか一方の当事国政府が日本国と自衛隊又は連合王国の軍隊により実施される前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品又は役務を提供することができる。

2 この条の規定に基づいて提供される物品又は役務は、次に掲げる区分に係るものとする。

3 食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む)、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む)、空港・港湾業務及び弾薬

4 それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。

5 2の規定については、日本国の自衛隊又は連合王国の軍隊による武器の提供が含まれるものと解してはならない。

6 日本国の自衛隊と連合王国の軍隊との間ににおける前条1aからeまでに掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供は、それぞれの国の法令に従つて行われる。

1 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならない。

2 この協定に基づいて物品又は役務を受領した当事国政府（以下「受領当事国政府」という。）は、当該物品又は役務を提供した当事国政府（以下「提供当事国政府」という。）の書面による事前の同意を得ないで、一時的であれ又は永続的であれ、いかなる手段によつても、当該物品又は役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。

#### 第四条

1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続は、次のとおりとする。

a 物品の提供については、

i 受領当事国政府は、提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で当該物品を返還する。ただし、ii の規定の適用を妨げるものではない。

ii 提供された物品が消耗品である場合又は受領当事国政府が当該物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還する。ただし、iii の規定の適用を妨げるものではない。

iii 受領当事国政府が提供された物品と同種、同等及び同量の物品を提供当事国政府にとつて満足のできる状態及び方法で返還することができない場合には、受領当事国政府は、提供当事国政府に対して提供当事

b 役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨により償還する。

　　1 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供については、この協定に従属し、並びに条件の補足的な細目及び手続であつてこの協定を実施するためのものを定める手続取決め（その修正を含む。）に従つて実施される。手続取決めは、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される。

　　2 前条1a並びにbの規定に従つて償還される物品又は役務の価格は、手続取決めに定める関連規定に基づいて決定される。

第六条

1 この協定の規定は、千九百五十四年二月十九日に署名された日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動する連合王国の軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。

2 両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。

3 この協定及び手続取決めの解釈又は適用に関するいかなる事項も、両当事国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

前記の兩当事国政府の間で合意する。

　　1 いづれの当事国政府も、それぞれの国の法令が許容する範囲内において、この協定に基づいて提供される物品又は役務に対して内国消費税を課さないものとする。

　　2 決済の方法については、当該役務が提供される前に両当事国政府の間で合意する。

## 第七条

1 この協定は、両当事国政府がこの協定の効力を発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の当事国政府がそれぞれの十年の期間が満了する少なくとも六箇月前に他方の当事国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されるものとする。

2 1の規定にかかわらず、各当事国政府は、他方の当事国政府に対しても一年前に書面により通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができる。

3 この協定は、両当事国政府の間の書面による合意によって改正ができる。

4 この協定の終了の後においても、この協定に基づいて行われた物品又は役務の相互の提供に関し、第三条から第五条まで及び前条3の規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十七年一月二十六日ロンドンで、ひとしき正文である日本語及び英語により本書一通を作成した。

日本国政府のために  
鶴岡公一

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国  
政府のために  
ボリス・ジョンソン

付表	
区分	
食料	食料、食事の提供、調理器具及びこれらに類するもの
水	水、給水、給水に必要な用具及びこれらに類するもの
宿泊	宿泊設備及び入浴設備の利用、寝具類並びにこれらに類するもの
輸送(空輸を含む。)	人又は物の輸送、輸送用資材及びこれらに類するもの
燃料・油脂・潤滑油	燃料、油脂及び潤滑油、給油、給油に必要な用具並びにこれらに類するもの
被服	被服、被服の補修及びこれらに類するもの
通信業務	通信設備の利用、通信業務、通信機器及びこれらに類するもの
衛生業務	診療、衛生機具及びこれらに類するもの 廃棄物の収集及び処理、洗濯、給電、環境面の支援、建設、消毒機具及び消毒並びにこれらに類するもの 建設を含む。)

保管業務	倉庫又は冷蔵貯藏室における一時的保管及びこれに類するもの
施設の利用	建物、施設及び土地の一時的利用並びにこれらに類するもの
訓練業務	指導員の派遣、教育訓練用資材、訓練用消耗品及びこれらに類するもの
部品・構成品	軍用航空機、軍用車両及び軍用船舶の部品又は構成品並びにこれらに類するもの
修理・整備業務(校正業務を含む。)	修理及び整備、修理及び整備用機器並びにこれらに類するもの
空港・港湾業務	航空機の離発着及び艦船の出入港に対する支援、積卸作業並びにこれらに類するもの
弾薬	弾薬、弾薬の提供、弾薬の提供に必要な用具及びこれらに類するもの

## 審査報告書

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十九年四月十三日

参議院議長 伊達 忠一殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、バイオセーフティに関する名古屋・

タヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・

クアランプール補足議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であつて、生物の多様性を損なうもの等が生じた場合における生物の多様性に係る損害の回復を図るために措置を追加する等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年四月四日

参議院議長 伊達 忠一殿

## 衆議院議長 大島 理森

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物



附帯決議  
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 國際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

行うに当たっては、欧米等を中心とする国際情勢の変化及び我が国の厳しい財政状況を踏まえ、加盟国の資金拠出の動向等に関する情報収集に努め、国会に適時適切に提供すること。

一 國際機関の活動並びに我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開の充実に努めること。

一 國際機関の融資を通じた援助需要に機動的に対応し、効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう配慮することにより、国際社会における日本の評価を高めるよう努めるとともに、資金使途や事業の成果について十分な検証を行い、必要な見直しを行うこと。

一 國際機関への出資割合に見合った日本の国際貢献機会を確保する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、主要出資国にふさわしい枢要なポスト獲得に尽力すること。

右決議する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

平成二十九年四月六日

衆議院議長 大島 理森

一 費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

第十五条第一号を次のように改める。

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の罰則に関する経過措置)

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十九年三月二十八日

参議院議長 伊達 忠一 殿 衆議院議長 大島 理森

一 前条に規定する業務(次号及び第三号に掲げるものを除く。) 第十五条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 前条第一項第一号に掲げる業務(農機具及び農機具を使用した農作業を効率的に行うのに必要な性状を有する農業資材に係るものに限る。)及びこれに附帯する業務

(昭和三十五年法律第百五十三号)の一部を次のよう改定する。

第二条に次の一项を加える。

19 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千四百五十九億三千二百八万円の範囲内において、出資することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

農業機械化促進法を廃止する等の法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年四月十三日

農林水産委員長 渡辺 猛之

参議院議長 伊達 忠一 殿 要領書

農業機械化促進法を廃止する等の法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年四月十三日

農林水産委員長 渡辺 猛之

参議院議長 伊達 忠一 殿 要領書

農業機械化促進法を廃止する等の法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年四月十三日

農林水産委員長 渡辺 猛之

参議院議長 伊達 忠一 殿 要領書

農業機械化促進法を廃止する等の法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成二十九年四月十三日

農林水産委員長 渡辺 猛之

官 報 (号 外)

<p>規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。 (印紙税法の一部改正)</p> <p>第五条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>別表第三の文書名の欄中「第三項から第五項まで(業務の範囲)の業務」を「第二項から第四項まで(業務の範囲)の業務(同法第十五条第二号(区分経理)に掲げる業務に該当するものを除く。)」に改める。 (内閣府設置法の一部改正)</p> <p>第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。</p>

<p>第四十四条第一項第二号中「同項第五十八号、第六十一号から第六十四号まで、第六十六号」を「同項第五十七号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号」に、「第六十九号、第七十五号から第七十七号まで及び第八十号から第八十三号まで」を「第七十四号から第七十六号まで及び第七十九号から第八十二号まで」に改める。</p> <p>(農林水産省設置法の一部改正)</p> <p>第七条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第八十七号までを一号ずつ繰り上げる。</p>	<p>第七条第一項中「農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)」を削る。</p> <p>第十八条第一項第一号中「第二十九号まで」を「第二十八号まで、第三十号」に、「第三十二号、第三十五号」を「第三十四号」に、「第三十六号」を「第三十五号」に、「第三十七号、第四十号から第五十一号まで、第五十二号」を「第三十九号から第五十号まで、第五十一号」に、「第五十四号、第五十五号及び第八十六号」を「第五十三号、第五十四号及び第八十七号」に改める。</p> <p>第二十条第一項第一号中「第十五号」の下に「、「第二十四号」を加え、「第二十六号」を「第五十号」に改め、「第五十二号」を削り、「第五十四号、第五十五号及び第八十六号」に改める。</p> <p>第二十四条第一項中「第十三号まで」の下に「、「第三十三号」を加え、「第三十五号、第四十号、第四十九号、第五十六号から第六十七号まで及び第八十四号から第八十七号まで」を「第三十九号、第四十八号、第五十五号から第六十六号まで及び第八十三号から第八十六号まで」に改める。</p>
---	--

<p>第三十一条中「第十三号まで」の下に「、「第三十三号」を加え、「第三十六号」を削り、「第四十号、第四十九号、第六十八号から第八十四号まで」を「第三十九号、第四十八号、第六十五号から第六十六号まで、第八十号」に改める。</p> <p>(農林水産省設置法の一部改正)</p> <p>第七条 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項中第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、第二十六号から第八十七号までを一号ずつ繰り上げる。</p>	<p>主要農作物種子法を廃止する法律案 右は多数をもつて可決すべきものと議決した。</p> <p>よつて要領書を添えて報告する。</p> <p>平成二十九年四月十三日</p> <p>参議院議長 伊達 忠一殿</p> <p>農林水産委員長 渡辺 猛之</p> <p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、種子生産者の技術水準の向上等により、種子の品質が安定してきているなど、農業をめぐる状況の変化に鑑み、平成三十年四月一日に主要農作物種子法を廃止するものであり、おおむね妥当な措置と認める。</p> <p>なお、別紙の附帯決議を行つた。</p> <p>一、費用</p> <p>本法施行のため、別に費用を要しない。</p> <p>附帯決議</p> <p>主要農作物種子法は、昭和二十七年に制定され以降、都道府県に原種・原種の生産、奨励品種指定のための検査等を義務付けることにより、我が国の基本的な作物である主要農作物(稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆)の種子の国内自給の確保及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたところである。</p> <p>よつて政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。</p> <p>一 将来にわたつて主要農作物の優良な品質の種子の流通を確保するため、種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。</p> <p>二 主要農作物種子法の廃止に伴つて都道府県の取組が後退することのないよう、都道府県が</p>
--	--

<p>主要農作物種子法を廃止する法律案 主要農作物種子法を廃止する法律案 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第百三十号)は、廃止する。</p> <p>附 則</p> <p>この法律は、平成三十年四月一日から施行する。</p>	<p>これまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たつては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。</p> <p>三 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること。</p> <p>四 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。特に長期的な観点から消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努めること。</p> <p>四 右決議する。</p> <p>主要農作物種子法を廃止する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。</p> <p>よつて国会法第八十三条により送付する。</p> <p>平成二十九年三月二十八日</p> <p>参議院議長 伊達 忠一殿</p> <p>衆議院議長 大島 理森</p>
--	--



官報（号外）

体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、臨時の職に関するとき、又は採用候補者名簿（第二十一条の四第四項において読み替えて準用する第二十一条第一項に規定する昇任候補者名簿を含む。がないときは、人事委員会の承認を得て、六月を超えない期間で臨時の任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、人事委員会の承認を得て、当該臨時の任用を六月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

2 前項の場合において、人事委員会は、臨時に任用される者の資格要件を定めることができない。

3 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。

4 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、地方公共団体の規則で定めたところにより、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、緊急のとき、又は臨時の職に関するときは、六月を超えない期間で臨時の任用を行うことができる。この場合において、任命権者も与えるものではない。

5 臨時の任用は、正式任用に際して、いかなる各項に定めるもののはか、臨時に任用された職員に対しては、この法律を適用する。

6 第二十五条第三項第五号中「においては」を「には」に改め、同項第六号中「非常勤職員」を

「非常勤」に改める。

第二十六条の六第八項中「あつては」を「に」に改め、同条第十項中「第二十二条第二項から第五項まで」を「第二十二条の三第一項から第四項まで」に改める。

第二十八条の四第五項中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

第二十八条の五第一項中「第三項及び次条第二項において」を「以下」に改め、同条第二項中の「任期」を削り、「第四項」を「第五項」に改めを「第五項」に改める。

第二十八条の六第一項中「及び同条第五項」を削り、同条第三項中「の任期」を削り、「第四項」を「第五項」に改めを「第五項」に改める。

第三十八条第一項に次のただし書きを加える。  
ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りではない。

第三十八条の二第一項中「第二十八条の五第一項に規定する」を削り、「にあつては」を「に」に改める。

第五十八条の二第一項中「第二十八条の五第一項に規定する」を削り、「占める職員」の下に「及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員」を加える。

附則第二十一項を削る。

（地方自治法の一部改正）

第二条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十二条の二第一項中「委員会」の下に「非常勤」を加え、「その他の委員」を削り、「短時間勤務職員」の下に「及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員」を加え、同条の二第一項第二号に掲げる職員」を加え、同

条第二項及び第三項中「職員」を「者」に改め、同条第四項中「及び費用弁償」を「費用弁償及び期末手当」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

第二百四条第一項中「短時間勤務職員」の下に「及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員」を加え、同条第二項中「の職員」を「の者」に改める。

第二百四条の二及び第二百五条中「職員」を「に改める。

第二百四条の二第一項中「職員」を「の者」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（施行のために必要な準備等）

第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員法（次項及び附則第十七条において「新地方公務員法」という。）の規定による地方公務員（地方公務員法第一條に規定する地方公務員をいう。同項において同じ。）の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び第二条の規定による改正後の地方自治法（同項において「新地方自治法」という。）の規定による給与に関する制度の適正化

（政令への委任）

第四条 前二条及び附則第十七条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第五条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第一百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び職務を行うために要する費用の弁償」を「職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当」に改める。

ものとする。

2 総務大臣は、新地方公務員法の規定による地方公務員の任用、服務その他の人事行政に関する制度及び新地方自治法の規定による給与に関する制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体に対しても必要な資料の提出を求めることその他の方法により前項の準備及び措置の実施状況を把握した上で、必要があると認めると、当該準備及び措置について技術的な助言又は勧告をするものとする。

（臨時の任用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日前に第一条の規定による改正前の地方公務員法（附則第十七条において「旧地方公務員法」という。）第二十二条第二項若しくは第五項の規定により行われた臨時の任用の期間又は同条第二項若しくは第五項の規定により更新された臨時の任用の期間の末日がこの法律の施行の日以後である職員（地方公務員法第四条第一項に規定する職員をいう。附則第十七条において同じ。）に係る当該臨時の任用（常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に行われたものに限る。）については、なお従前の例による。

第四条 前二条及び附則第十七条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（市町村立学校職員給与負担法の一部改正）

第五条 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第一百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び職務を行うために要する費用の弁償」を「職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当」に改める。

平成二十九年四月十四日 参議院会議録第十六号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案

一一一





平成二十九年四月十四日 参議院会議録第十六号

投票者氏名

二六

日程第一　日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百九十二回国会内閣提出、第百九十三回国会衆議

日程第二 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間に於ける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間に於ける物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

贊成者氏名

足立	敏之君	阿達	雅志君
愛知	朝日健太郎君	一彦君	青木
青山	井上 義行君	治郎君	赤池
	石井 準一君	誠章君	
岡田	石井 正弘君	井原 巧君	
大野	石田 昌宏君	石井 浩郎君	
小川	猪口 邦子君	石井みどり君	
尾辻	宇都 隆史君	磯崎 陽輔君	
岡田	江島 潔君	岩井 茂樹君	
大野	克巳君	上野 通子君	
秀久君	秀久君	衛藤 晟君	
泰正君	泰正君	小野田紀美君	
直樹君	直樹君	大沼みずほ君	
片山さつき君	金子原二郎君	太田 房江君	
	岡田 広君		

一五八名

木村 義雄君	古賀友一郎君	北村 経夫君
上月 良祐君	佐藤 啓君	佐藤 信秋君
佐藤 正久君	島村 大君	鴻池 祥肇君
自見はなこ君	関口 昌一君	島田 三郎君
島村 大君	高階恵美子君	進藤金日子君
関口 昌一君	高橋 克法君	高野光二郎君
高階恵美子君	宍植 宏文君	滝沢 求君
島村 大君	滝波 宏文君	山東 昭子君
佐藤 啓君	柘植 芳文君	島田 三郎君
佐藤 信秋君	鶴保 康介君	佐藤 三三郎君
鶴保 康介君	徳茂 雅之君	武見 敬三君
徳茂 雅之君	中曾根弘文君	塙田 一郎君
中曾根弘文君	中泉 松司君	豊田 俊郎君
中曾根弘文君	中西 哲君	西田 昌司君
中西 哲君	長峯 誠君	野村 哲郎君
長峯 誠君	二之湯武史君	中川 雅治君
二之湯武史君	野上浩太郎君	中西 健治君
野上浩太郎君	羽生田 俊君	中山 恭子君
羽生田 俊君	橋本 聖子君	二之湯 智君
橋本 聖子君	藤井 基之君	西田 昌司君
藤井 基之君	古川 達男君	野村 哲郎君
古川 達男君	舞立 昇治君	中西 純介君
舞立 昇治君	松川 俊治君	中山 恭子君
松川 俊治君	元榮太一郎君	二之湯 智君
元榮太一郎君	宮島 溝手	西田 昌司君
宮島 溝手	三宅 三木	野村 哲郎君
三宅 三木	政司君	中西 純介君
政司君	喜文君	中山 恭子君
喜文君	顕正君	二之湯 智君
顕正君	元榮太一郎君	西田 昌司君
元榮太一郎君	森 まさこ君	野村 哲郎君
森 まさこ君	宮本 宮澤	中西 純介君
宮本 宮澤	丸川 丸川	中山 恭子君
丸川 丸川	三原じゅん子君	二之湯 智君
三原じゅん子君	珠代君	西田 昌司君
珠代君	水落 敏栄君	野村 哲郎君
水落 敏栄君	周司君	中西 純介君
周司君	鴻池 鴻池	二之湯 智君

森屋	山崎	正昭君	宏君	山谷えり子君
山田	山田	修路君	山本	順三君
山本	山本	宏君	山田	雄平君
和田	和田	政宗君	吉田	俊男君
渡辺	吉川ゆうみ君	吉川ゆうみ君	吉田	博美君
河野	秋野	公造君	伊藤	猛之君
佐々木さやか君	佐々木さやか君	杉	伊藤	渡辺
石川	石川	博崇君	孝江君	美樹君
河野	河野	義博君	高瀬	弘美君
竹谷	竹谷	久武君	谷合	正士君
長沢	長沢	とし子君	新妻	隆治君
西田	西田	広明君	浜田	秀規君
平木	平木	実仁君	三浦	昌良君
宮崎	宮崎	大作君	矢倉	信祐君
若松	若松	勝君	山本	克夫君
山口那津	山口那津	山口那津男君	香苗君	一君
東	東	謙維君	横山	均君
石井	石井	徹君	浅田	大介君
藤巻	藤巻	苗子君	片山	室井
渡辺	渡辺	貴之君	儀間	邦彦君
行田	行田	片山虎之助君	高木	光男君
薬師寺みちよ君	邦子君	アトコ猪木君	松沢	アトコ猪木君
足立	有田	芳生君	成文君	山口
足立	足立	信也君	和之君	相原久美子君
伊藤	伊藤	孝恵君		伊藤
石橋	石橋	通宏君		孝恵君

## 官報(号外)

日程第四 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二三一名

足立 敏之君	愛知 治郎君	青山 繁晴君	朝日健太郎君	井上 義行君	石井 準一君	石井 正弘君	石田 昌宏君	石井 猪口	宇都 隆史君	江島 潔君	小川 秋巳君	尾辻 秀久君	大沼みづほ君	太田 房江君	岡田 広君	金子原二郎君	北村 経夫君	古賀友一郎君	鶴池 祥肇君	鴻池 信秋君	島田 昭子君	島田 三郎君	進藤金日子君	高野光二郎君	そのだ修光君	塙田 塚故	茂君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	----

中曾根弘文君

中西 健治君

中西 哲君

中野 正志君

長峯 誠君

豊田 俊郎君

中川 雅治君

川合 孝典君

小西 洋之君

古賀 之士君

櫻井 充君

田名部匡代君

那谷屋正義君

難波 奨二君

羽田雄 一郎君

鉢呂 吉雄君

浜野 喜史君

福山 哲郎君

舞立 昇治君

吉川 俊治君

平野 達男君

藤井 基之君

橋本 聖子君

中泉 松司君

川田 龍平君

小林 正夫君

斎藤 嘉隆君

芝 博一君

徳永 工利君

秀哉君

長浜 博行君

野田 国義君

杉尾 真君

芝 博一君

中泉 松司君

大野 元裕君

神本美恵子君

大塚 耕平君

風間 直樹君

小池 晃君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

武田 良介君

仁比 聰平君

山添 拓君

吉良よし子君

中曾根弘文君

中西 健治君

中西 哲君

中野 正志君

長峯 誠君

豊田 俊郎君

中川 雅治君

川合 孝典君

小西 洋之君

古賀 之士君

櫻井 充君

田名部匡代君

那谷屋正義君

難波 奨二君

羽田雄 一郎君

鉢呂 吉雄君

浜野 喜史君

福山 哲郎君

舞立 昇治君

吉川 俊治君

平野 達男君

藤井 基之君

橋本 聖子君

中泉 松司君

大野 元裕君

神本美恵子君

大塚 耕平君

風間 直樹君

小池 晃君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

武田 良介君

仁比 聰平君

山添 拓君

吉良よし子君

中曾根弘文君

中西 健治君

中西 哲君

中野 正志君

長峯 誠君

豊田 俊郎君

中川 雅治君

川合 孝典君

小西 洋之君

古賀 之士君

櫻井 充君

田名部匡代君

那谷屋正義君

難波 奨二君

羽田雄 一郎君

鉢呂 吉雄君

浜野 喜史君

福山 哲郎君

舞立 昇治君

吉川 俊治君

平野 達男君

藤井 基之君

橋本 聖子君

中泉 松司君

大野 元裕君

神本美恵子君

大塚 耕平君

風間 直樹君

小池 晃君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

武田 良介君

仁比 聰平君

山添 拓君

吉良よし子君

中曾根弘文君

中西 健治君

中西 哲君

中野 正志君

長峯 誠君

豊田 俊郎君

中川 雅治君

川合 孝典君

小西 洋之君

古賀 之士君

櫻井 充君

田名部匡代君

那谷屋正義君

難波 奨二君

羽田雄 一郎君

鉢呂 吉雄君

浜野 喜史君

福山 哲郎君

舞立 昇治君

吉川 俊治君

平野 達男君

藤井 基之君

橋本 聖子君

中泉 松司君

大野 元裕君

神本美恵子君

大塚 耕平君

風間 直樹君

小池 晃君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

武田 良介君

仁比 聰平君

山添 拓君

吉良よし子君

中曾根弘文君

中西 健治君

中西 哲君

中野 正志君

長峯 誠君

豊田 俊郎君

中川 雅治君

川合 孝典君

小西 洋之君

古賀 之士君

櫻井 充君

田名部匡代君

那谷屋正義君

難波 奨二君

羽田雄 一郎君

鉢呂 吉雄君

浜野 喜史君

福山 哲郎君

舞立 昇治君

吉川 俊治君

平野 達男君

藤井 基之君

橋本 聖子君

中泉 松司君

大野 元裕君

神本美恵子君

大塚 耕平君

風間 直樹君

小池 晃君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

武田 良介君

仁比 聰平君

山添 拓君

吉良よし子君

中曾根弘文君

中西 健治君

中西 哲君

中野 正志君

長峯 誠君

豊田 俊郎君

中川 雅治君

川合 孝典君

小西 洋之君

古賀 之士君

櫻井 充君

田名部匡代君

那谷屋正義君

難波 奨二君

羽田雄 一郎君

鉢呂 吉雄君

浜野 喜史君

福山 哲郎君

舞立 昇治君

吉川 俊治君

平野 達男君

藤井 基之君

橋本 聖子君

中泉 松司君

大野 元裕君

神本美恵子君

大塚 耕平君

風間 直樹君

小池 晃君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

武田 良介君

仁比 聰平君

山添 拓君

吉良よし子君

中曾根弘文君

中西 健治君

中西 哲君

中野 正志君

長峯 誠君

豊田 俊郎君

中川 雅治君

川合 孝典君

小西 洋之君

古賀 之士君

櫻井 充君

田名部匡代君

那谷屋正義君

難波 奨二君

羽田雄 一郎君

鉢呂 吉雄君

浜野 喜史君

福山 哲郎君

舞立 昇治君

吉川 俊治君

平野 達男君

藤井 基之君

橋本 聖子君

中泉 松司君

大野 元裕君

神本美恵子君

大塚 耕平君

風間 直樹君

小池 晃君

大門実紀史君

辰巳孝太郎君

武田 良介君

仁比 聰平君

山添 拓君

吉良よし子君

中曾根弘文君

中西 健治君

中西 哲君

中野 正志君

長峯 誠君

豊田 俊郎君

中川 雅治君

川合 孝典君

小西 洋之君

古賀 之士君

櫻井 充君

田名部匡代君

那谷屋正義君

難波 奨二君

羽田雄 一郎君

鉢呂 吉雄君

浜野 喜史君

福山 哲郎君

舞立 昇治君

吉川 俊治君

平野 達男君

平成二十九年四月十四日

参議院会議録第十六号

投票者氏名

宇都	隆史君	江島	潔君	小川	克巳君	江島	潔君	小川	克巳君	宇都	隆史君
江島	潔君	小川	克巳君	尾辻	秀久君	大沼	みづほ君	岡田	直樹君	江島	潔君

上野	通子君	衛藤	晟一君	小野田	紀美君	大家	敏志君	大野	泰正君	岡田	広君	金子原	二郎君	北村	経夫君

舞立	昇治君	松川	政司君	三木	伸吾君	溝手	顕正君	宮島	喜文君	宮澤	洋一君	宮澤	新平君	柳本	卓治君	柳本	珠代君

牧野	たかお君	松下	丸川	丸川	珠代君	藤末	健三君	舟山	康江君	牧山	ひろえ君	吉川	沙織君	森	まさこ君	森	まさこ君

浜口	誠君	平山	佐知子君	藤末	健三君	舟山	康江君	牧山	ひろえ君	吉川	沙織君	森	まさこ君	藤田	幸久君	福山	哲郎君

浜野	喜史君	福山	真山	増子	輝彦君	柳田	真治君	森本	穎一君	藤田	幸久君	福山	哲郎君	浜野	喜史君	福山	喜史君

案(内閣提出、衆議院送付)	反対者氏名	賛成者氏名	日程第六 農業機械化促進法を廃止する等の法律

足立	敏之君	井上	義行君	石井	繁晴君	石井	正弘君	石井	昌宏君	江島	潔君	宇都	隆史君	太田	房江君	岡田	広君

青木	渡辺	喜美君	森	ゆうこ君	木戸口	英司君	山本	太郎君	行田	邦子君	糸数	慶子君	山口	和之君	青木	みずほ君	福島	愛君

## 官報(号外)

平成二十九年四月十四日

参議院会議録第十六号

投票者氏名

佐藤 信秋君	山東 昭子君	島田 三郎君	進藤金日子君	そのだ修光君	高野光二郎君	滝沢 求君	武見 敬三君	塚田 一郎君	豊田 敏君	中川 雅治君	堂故 茂君	豊田 敬三君	塚田 一郎君	高野光二郎君	滝沢 求君	武見 敬三君	塚田 一郎君	島田 三郎君	佐藤 信秋君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

自見はなこ君	佐藤 正久君	島村 大君	関口 昌一君	高階恵美子君	高橋 克法君	滝沢 宏文君	芳文君	鶴保 康介君	高橋 克法君	滝沢 宏文君	芳文君	鶴保 康介君	高橋 克法君	滝沢 宏文君	芳文君	鶴保 康介君	高橋 克法君	滝沢 宏文君	芳文君
--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	-----	--------	--------	--------	-----

山谷えり子君	山本 順三君	吉田 博美君	伊藤 美樹君	渡邊 猛之君	伊藤 美樹君	渡邊 猛之君	伊藤 美樹君	石橋 通宏君	江崎 孝君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	石橋 通宏君	江崎 孝君	小川 敏夫君	大塚 耕平君	石橋 通宏君	江崎 孝君	小川 敏夫君	大塚 耕平君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	-------	--------	--------

俊男君	山本 一太君	吉川ゆうみ君	和田 政宗君																
-----	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

熊野 正士君	里見 隆治君	高瀬 弘美君	谷合 正明君	新妻 秀規君	浜田 昌良君	三浦 信祐君	浜田 昌良君	矢倉 克夫君	山本 香苗君	横山 均君	山本 信一君	山本 香苗君	横山 均君	山本 信一君	山本 香苗君	横山 均君	山本 信一君	山本 香苗君	横山 均君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	--------	-------

佐々木さやか君	竹谷とし子君	杉 久武君	朝日健太郎君	青山 繁晴君	石井 準一君	石井 正弘君	石井 昌宏君	石井 準一君	石井 浩郎君	井原 巧君	石井 みどり君								
---------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------

佐々木さやか君	(内閣提出、衆議院送付)	賛成者氏名	足立 敏之君	愛知 治郎君	青山 繁晴君	石井 浩郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	赤池 誠章君										
---------	--------------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

日程第七 主要農作物種子法を廃止する法律案	（内閣提出、衆議院送付）	賛成者氏名	足立 敏之君	愛知 治郎君	青山 繁晴君	石井 浩郎君	赤池 誠章君	青木 一彦君	赤池 認章君										
-----------------------	--------------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

（内閣提出、衆議院送付）	賛成者氏名	足立 敏之君	愛知 治郎君	青山 繁晴君	石井 浩郎君	赤池 認章君	青木 一彦君												
--------------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

平成二十九年四月十四日

參議院會議錄第十六號

投票者氏名

反对者氏名

名	谷合 新妻 秀規君	正明君
足立	浜田 三浦 矢倉	新妻 秀規君
有田	山本 横山	秀規君
石上	浅田 石井	秀規君
磯崎	片山 儀間	秀規君
小川	大介君 高木かおり君	秀規君
大島九州男君	片山 室井	秀規君
元裕君	大介君 邦彦君	秀規君
神本美恵子君	高木かおり君 アント二才猪末君	秀規君
龍平君	室井 邦彦君	秀規君
嘉隆君	アント二才猪末君 薬師寺みちよ君	秀規君
正夫君	アント二才猪末君 薬師寺みちよ君	秀規君
長浜	白	
杉尾	白	
芝	白	
斎藤	白	
小林	白	
川田	白	
大野	白	
元裕君	白	
神本美恵子君	白	
龍平君	白	
嘉隆君	白	
正夫君	白	
秀哉君	白	
エリ君	白	
博行君	白	
国義君	白	
眞勲君	白	

七三  
名

長沢	廣明君	西田	実仁君	平木	大作君	宮崎	勝君
相原	久美子君	伊藤	孝恵君	石橋	通宏君	渡辺	喜美君
江崎	孝君	小川	敏夫君	行田	邦子君	山口	和之君
大塚	耕平君	風間	直樹君	樺井	充君	櫻井	充君
川合	孝典君	小西	洋之君	櫻葉	賀津也君	那谷	屋正義君
古賀	之士君	古賀	之士君	那谷	屋正義君	那谷	屋正義君
難波	獎二君	羽田	雄一郎君	鈴呂	吉雄君	鈴呂	吉雄君

## 日程第一 改正する

浜口	平山佐知子	藤末 健三	舟山 康江	牧山ひろしき	矢田 わか子	吉川 沙織	井上 哲士	岩渊 友	吉良 よし子	小池 昇	青木 稲	福島みづほ	山本 太郎	伊波 洋一	郡司 彰
誠															
	日程第八	地方公務員法													
	改正する法律案(内閣提														
賛成者氏名	足立 敏之	愛知 治郎	青山 繁晴	朝日健太郎	井上 義行	石井 準一	石井 正弘	石井 邦子	宇都 隆史	猪口 昌宏	石田 邦子	石井 隆史	青山 朝日	足立 敏之	愛知 治郎

二二七名

浜野	福山	藤田	真山	増子	森本	柳田	柳田	喜史君
哲郎君	幸久君	輝彦君	勇一君	真治君	穂君	航君	航君	哲郎君
阿達	雅志君	倉林	市田	忠義君	智子君	明子君	良介君	英司君
青木	赤池	田村	紙	智子君	智子君	智子君	聰平君	木戸口
井原	有村	武田	蓮	仁比	山添	成文君	拓君	ゆうこ君
石井	赤池	仁比	市田	木戸口	木戸口	木戸口	木戸口	木戸口
石井	誠章君	山添	紙	英司君	英司君	英司君	英司君	英司君
岩井	みどり君	木戸口	倉林	智子君	智子君	智子君	智子君	智子君
儀崎	浩郎君	柳田	蓮	仁比	山添	成文君	拓君	木戸口
茂樹君	陽輔君	柳田	市田	木戸口	木戸口	木戸口	木戸口	木戸口
上野	通子君	柳田	紙	柳田	柳田	柳田	柳田	柳田

日程第八 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

江島 小川 潔君  
尾辻 秀久君  
大沼みずほ君  
太田 房江君  
岡田 広君  
金子原二郎君  
北村 経夫君  
古賀友一郎君  
鴻池 祥肇君  
佐藤 信秋君  
山東 昭子君  
島田 三郎君  
進藤金日子君  
高野二郎君  
そのだ修光君  
滝沢 求君  
武見 敬三君  
塙田 一郎君  
堂故 茂君  
豊田 俊郎君  
中川 雅治君  
中山 健治君  
西田 昌司君  
野村 哲郎君  
長谷川 岳君  
福岡 芳正君  
藤川 資麿君  
堀井 政人君  
牧野たかお君  
巖君

中曾根弘文君	中西哲君
中野正志君	長峯誠君
二之湯武史君	野上浩太郎君
橋本聖子君	羽生田俊君
平野達男君	藤井基之君
古川俊治君	舞立昇治君
松川るい君	

三

官 報 (号 外)

平成二十九年四月十四日

參議院會議錄第十六號

投票者氏名

丸川	珠代君	松下 新平君
柳本	卓治君	水落 敏栄君
宮沢	洋一君	三原じゅん子君
宮本	周司君	森 まさこ君
山下	雄平君	柳本 卓治君
山田	俊男君	宮沢 洋一君
山谷えり子君		宮本 周司君
山本	順三君	森 まさこ君
吉田	博美君	水落 敏栄君
渡辺	猛之君	三原じゅん子君
渡邊	美樹君	柳本 卓治君
江崎	孝君	宮沢 洋一君
伊藤	孝恵君	宮本 周司君
石橋	通宏君	森 まさこ君
小川	敏夫君	水落 敏栄君
大塚	耕平君	三原じゅん子君
風間	直樹君	柳本 卓治君
川合	孝典君	宮沢 洋一君
古賀	之士君	宮本 周司君
小西	洋之君	森 まさこ君
櫻井	充君	水落 敏栄君
那谷屋正義君		三原じゅん子君
羽田雄一郎君		柳本 卓治君
鉢呂 吉雄君		宮沢 洋一君
浜野 喜史君		宮本 周司君
難波 燐二君		森 まさこ君
田名部匡代君		水落 敏栄君
那谷屋正義君		三原じゅん子君
浜野 喜史君		柳本 卓治君

松山	三木	溝手	三宅	松山	政司君
宮島	喜文君	顯正君	伸音君	亨君	
元榮太一郎君	宏君	山崎	正昭君	山崎	
森屋	宏君	山田	修路君	山田	
渡辺美知太郎君	宏君	山田		山田	
和田	政宗君	山本	一太君	山本	
吉川ゆうみ君					
小川	勝也君	有田	芳生君	有田	
大島九州男君		石上	俊雄君	石上	
磯崎		哲史君		磯崎	
大野	元裕君	川田	龍平君	川田	
神本美恵子君		小林	正夫君	小林	
芝	博一君	斎藤	嘉隆君	芝	
杉尾				杉尾	
徳永				徳永	
長浜				長浜	
野田				野田	
浜口				浜口	
平山佐知子君					
眞敷君					
誠君					

藤田	哲郎君	藤山	真山	増子	輝彦君	森本	幸久君	柳田	一君	蓮	舫君
伊藤	孝江君	魚住裕	一郎君	熊野	正士君	里見	隆治君	浜田	昌良君	高瀬	弘美君
新妻	秀規君	矢倉	信祐君	谷合	正明君	新妻	秀規君	山本	香苗君	三浦	信祐君
均君	克夫君	横山	信一君	均君	大介君	均君	大介君	片山	石井	浅田	信一君
章君	光男君	福島みづほ君	福島みづほ君	邦彦君	邦彦君	邦彦君	邦彦君	青木	室井	山本	太郎君
和之君	薬師寺みちよ君	慶子君	行田	邦子君	行田	邦子君	行田	山口	山口	山口	山口

藤末	健三君	舟山	康江君
宮沢	由佳君	牧山	ひろえ君
矢田	わか子君	吉川	沙織君
佐々木	さやか君	秋野	公造君
石川	博崇君	杉	久武君
河野	義博君	竹谷	とし子君
長沢	広明君	宮崎	勝君
西田	実仁君	山口	那津男君
平木	大作君	本	博司君
若松	謙維君	東	徹君
石井	苗子君	片山虎	之助君
渡辺	喜美君	木戸口	英司君
森	ゆうこ君	藤巻	健史君
アントニオ猪木君		清水	貴之君
松沢	成文君		
伊波	洋一君		
郡司	彰君		

反対者氏名

井上 哲士君  
岩渕 友君  
吉良 よし子君  
小池 晃君  
大門 実紀史君  
辰巳 孝太郎君  
山下 芳生君

市田 忠義君  
一四名  
倉林 紙  
田村 智子君  
武田 明子君  
仁比 智子君  
聰平君 良介君  
拓君 拓君

官 報 (号 外)

平成二十九年四月十四日 参議院会議録第十六号

明治二十五年三月三十日  
郵便物認可

発行所
二東京一〇五番五号都港區一八四四四五丁目
独立行政法人國立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
一本一〇円 (本体 一一〇円)